

第3回「医療安全の確保に向けた保健師助産師
看護師法等のあり方に関する検討会」

議 事 次 第

平成17年5月27日（金）
経済産業省別館1107会議室
10:00 ～ 12:00

1 開 会

2 議 題

免許保持者の届出義務について

看護師、助産師及び准看護師の名称独占について

その他

3 閉 会

資 料

資料1 免許保持者の届出義務について

資料2 看護師、助産師及び准看護師の名称独占について

資料3 第2回検討会において、看護師資格を持たない保健師、
助産師の看護業務に関して出された主な意見

免許保持者の届出義務について

(現状)

保健師助産師看護師法第33条に基づき、業務に従事する看護職員は2年毎にその就業状況について、就業地の都道府県知事に届け出ることが義務づけられている。

その趣旨は、就業者の実態を把握し、就業者に対する指導監督や需給バランス等看護行政の推進に資するためとされる。

様式は「業務従事者届」として同法施行規則で定められており、氏名、免許の種別とその登録番号、就業場所等について記載することとなっている。

届出違反には、罰則が課せられている。

○届出制の経緯

「保健婦規則」、「産婆規則」、「看護婦規則」においては、業務を行わない者は免許を返納することとされていた（いわゆる業務免許。3年以上業務を行わない場合は廃業とみなし、免許の返納を義務付け）。

「保健婦助産婦看護婦法」（昭和23年）においては、業務従事の如何に関係なく、籍登録後は終身の資格を付与した（いわゆる身分免許）。その際、届出については、業務従事者からの届出という形とされ、今日に至っている。

なお、当初は、業務開始の届出、業務継続の場合2年ごとの届出、業務廃止の届出、就業地移転の届出があり、都道府県には就業者名簿を備え付けるとともに届出者には業務従事証を交付することとなっていたが、昭和29年改正で業務従事証が廃止され、昭和42年改正でこれら届出及び名簿が廃止されるとともに1年ごとの業務届出に改められた。さらに昭和57年改正で2年ごとの届出に簡素化された。また、平成13年改正で罰則が5,000円以下から50万円以下に引き上げられた。

※1 看護婦規則（大4・6・30内務省令第9号）

第9条 看護婦廃業シタルトキハ20日以内ニ免状ヲ住所地ノ地方長官ニ返納スヘシ
看護婦3年以上其ノ業務ヲ営マサルトキハ廃業シタルモノト看做ス
3～4（略）

※2 保健師助産師看護師法（昭23.7.30法第203号）

第33条 保健婦、助産婦、甲種看護婦又は乙種看護婦がその業務を開始しようとする場合又は廃止した場合には、就業地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

2 前項の規定による開始に関する届出をした者が、業務を継続する場合においては、2年毎に、就業地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

3 前二項の規定による届出に関して必要な事項は、省令でこれを定める。

第34条 都道府県知事は就業保健婦名簿、就業助産婦名簿、就業甲種看護婦名簿又は就業乙種看護婦名簿を備えて、前条の規定による届出に関する事項を記載し、業務開始の届出をなした者に対しては、保健婦業務従事証、助産婦業務従事証、甲種看護婦業務従事証又は乙種看護婦業務従事証を交付し、業務継続の届出をなした者に対しては、それぞれ従事証にその旨を記入する。

2 前項の名簿及び従事証に関する事項は、省令でこれを定める。

※3 歯科衛生士及び歯科技工士に対する届出の見直し

上記、昭和42年改正において、それまで歯科衛生士及び歯科技工士免許保持者には届出が義務付けられていたが、従事者に対する届出に改められた。

※4 医師の例

旧法においては、医師は住所を変更した場合に、都道府県知事に対し届出の義務があったが、必ずしも厳格に実行されておらず、かつ住所のみであったため、医師の業態が不明であり衛生行政上支障が多かった。このため、昭和23年の医師法により、医師の分布及び業態を正確に把握するため、医師免許保持者に対して厚生大臣への届出が義務づけられた。

○届出の方法

2年毎に都道府県知事に届出。保健師業務、助産師業務又は看護師業務のうち、2以上の業務に従事する者にとっては、主として従事する業務について届け出ることとされている（別紙様式）。

都道府県から厚生労働省には、統計資料（衛生行政報告例）作成のため従事者数のみ報告されるため、厚生労働大臣には個別の情報が提供されない。

医師、歯科医師、薬剤師は都道府県知事を経由して厚生労働大臣に届出。

※5 届出の状況

平成14年の衛生行政報告例における病院での看護職員の業務従事者数は780、950人、医療法施行規則に基づき医療機関から報告される同年の病院報告における病院での業務従事者数は792、124人であり、その差は11、174人となっており、約1万人の看護職員が届出を行っていない可能性がある。

(問題点として指摘される点)

○免許取得者全体の把握ができない。

現在、届出が業務従事者のみとされていることから、潜在看護職員を含む免許取得者全体の把握ができず、全国で約55万人存在すると推計される潜在看護職員を特定することが困難。

(免許保持者への届出制導入に対する積極論、慎重論)

〈積極論〉

- 潜在看護職員も含め、看護職員の地域の分布状況を正確に把握することで、適正な需給見通しの策定及び達成状況の把握が可能となり、より効果的な看護職員確保対策が可能となる。
- 届出先を厚生労働大臣とすることで、必要な集計、資料の作成を行うことが可能となる。

〈慎重論〉

- 従来、求めていなかった者に対し、罰則をかけてまで届出の義務を課すことは、国民に過大な負担をかけることにならないか。
- 就業していない看護職員に届出の義務を課したとしても、長年にわたり未就業となっている者については、届出を期待できないのではないか。

(その他の論点)

- 個人情報保護が求められる中で、届け出られた情報は、行政資料としてどこまで活用することが許されるのか。
- 人材確保の観点から、業務に従事していない看護職員に届出を義務付け、確保対策に活用してもよいのではないか。
- 免許の更新制についても併せて検討すべきではないか。

医療関係職種における届出義務

資格名	対象者	届出期間	届 出 先	法 律	罰則規定
看護師	就業者	2年に一度	就業地の都道府県知事に届出	保健師助産師看護師法第33条	50万円以下の罰金
保健師	就業者	2年に一度	就業地の都道府県知事に届出	保健師助産師看護師法第33条	50万円以下の罰金
助産師	就業者	2年に一度	就業地の都道府県知事に届出	保健師助産師看護師法第33条	50万円以下の罰金
准看護師	就業者	2年に一度	就業地の都道府県知事に届出	保健師助産師看護師法第33条	50万円以下の罰金
医 師	免許取得者	2年に一度	その住所の都道府県知事を 経由して厚生労働大臣に届出	医師法第6条第3項	50万円以下の罰金
歯科医師	免許取得者	2年に一度	その住所の都道府県知事を 経由して厚生労働大臣に届出	歯科医師法第6条第3項	50万円以下の罰金
薬剤師	免許取得者	2年に一度	その住所地の都道府県知事を 経由して厚生労働大臣に届出	薬剤師法第9条	50万円以下の罰金
歯科衛生士	就業者	2年に一度	就業地の都道府県知事に届出	歯科衛生士法第6条第3項	50万円以下の罰金
歯科技工士	就業者	2年に一度	就業地の都道府県知事に届出	歯科技工士法第6条第3項	50万円以下の罰金

第三号様式 (第三十三条関係)

(保健師、助産師、看護師、准看護師) 業務従事者届
(年12月31日現在)

ふりがな氏名	性別	生年月日
	1. 男 2. 女	1. 平成 2. 昭和 3. 大正 年 月 日 (歳)
住所		
免許の種別	登録番号	登録年月日
保健師籍	厚生労働省 (都道府県) 第 号	1. 平成 2. 昭和 年 月 日
助産師籍	厚生労働省 (都道府県) 第 号	1. 平成 2. 昭和 3. 大正 年 月 日
看護師籍	厚生労働省 (都道府県) 第 号	1. 平成 2. 昭和 3. 大正 年 月 日
准看護師籍	都道府県 第 号	1. 平成 2. 昭和 年 月 日
主たる業務	1 保健師業務 2 助産師業務 3 看護師業務	
業務に従事する場所	1 病院 (ア 病棟 イ 外来 ウ その他) 2 診療所 (ア 有床 イ 無床) 3 助産所 (ア 開設者 イ 従事者 ウ 出張のみによる者) 4 訪問看護ステーション (ア 管理者 イ 従事者) 5 介護保険施設等 (ア 介護老人保健施設 イ 指定介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) ウ 居宅サービス事業所 エ 居宅介護支援事業所) 6 社会福祉施設 (ア 老人福祉施設 イ 児童福祉施設 ウ その他) 7 保健所又は市町村 (ア 保健所 イ 市町村) 8 事業所 9 看護師等学校・養成所又は研究機関 10 その他	
	所在地	電話番号 (- -)
	名称	
	従事期間等	1 従事期間1年未満 (従事開始の理由 ア 再就業 イ 転職 ウ その他) 2 従事期間1年以上2年未満 (従事開始の理由 ア 再就業 イ 転職 ウ その他) 3 従事期間2年以上 (年)
備考		

(注意)

- 該当する文字又は数字を○で囲むこと
- 「主たる業務」の欄は、保健師免許、助産師免許及び看護師免許のうち2以上の免許を有する場合について、その主たる業務の一つについて記載すること。
- 「業務に従事する場所」の欄は、2以上の場所で業務に従事している場合は、その主たるもの一つについて記載すること。
- 事業所内に設置された診療所については、「2 診療所」ではなく、「8 事業所」に含むものとする。
- 「5 介護保険施設等」は、「1 病院」、「2 診療所」及び「4 訪問看護ステーション」に該当するものを除くものとする。
- 「6 社会福祉施設」は、「1 病院」から「5 介護保険施設等」までに該当するものを除くものとする。
- 「従事開始の理由」は次により記載すること。
「ア 再就業」とは、従事開始前1年間に保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事していない場合 (ただし、新規学卒を除く。) を指す。
「イ 転職」とは、従事開始前1年間に保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事したことがある場合を指す。
- 旧規則による保健婦にあつては、「保健師業務」を「保健婦業務」と読み替えるものとし、保健師籍の登録番号及び登録年月日欄に、それぞれ保健婦免状の番号及び交付年月日を記載すること。
- 旧規則による助産婦にあつては、「助産師業務」を「助産婦業務」と読み替えるものとし、助産師籍の登録番号及び登録年月日欄に、それぞれ助産婦名簿登録番号及び登録年月日を記載すること。
- 旧規則による看護婦にあつては、「看護師業務」を「看護婦業務」と読み替えるものとし、看護師籍の登録番号及び登録年月日欄に、それぞれ看護婦免状の番号及び交付年月日を記載すること。

就業場所・都道府県別（性別）（助産師は「性別」除く）
人口10万対数及び率（都道府県別）

Ⅱ 歯科衛生士、歯科技工士

就業場所・性・年齢階級別（歯科衛生士は「性別」除く）

就業場所・性・都道府県別（歯科衛生士は「性別」除く）

人口10万対数及び率（都道府県別）

※統計表は平成14年の報告書による

【医師・歯科医師・薬剤師調査】

○目的

性、年齢、業務の種別、従事場所及び診療科目名（薬剤師除く。）等による分布を明らかにし、厚生労働行政の基礎資料を得ることを目的とするものであり、2年ごとに実施している。

○根拠

医師法第6条第3項、歯科医師法第6条第3項、薬剤師法第9条

○対象

医師、歯科医師、薬剤師

○調査系統

医師等は届出票を都道府県知事を経由して厚生労働大臣に届出

医師等→（保健所）→都道府県→厚生労働省大臣官房統計情報部

○統計表

- ① 人口10万対（都道府県別）
- ② 業務の種別・年齢階級・性別
- ③ 業務の種別、従業地による都道府県別
- ④ 従事者数・平均年齢、性・年齢階級・従業地による都道府県別
他多数

※統計表は平成14年の報告書による

第 44 就業看護師の年齢階級別状況

都道府県名
平成 14 年末現在

1 4 0 2 4 4 0

	就業看護師の年齢階級別状況																						
	業 務 に 従 事 す る 場 所											場 所											
	病 院			診 察 所		助 産 所		訪問看護ステーション		介 護 保 険 施 設 等				社 会 福 祉 施 設			保 健 所 又 は 市 町 村		事 業 所	看 護 師 等 学 校 ・ 養 成 所 又 は 研 究 機 関	そ の 他	計	
	病 棟	外 来	そ の 他	有 床	無 床	開 設 者	従 事 者	出張のみによる者	管 理 者	従 事 者	介 護 老 人 保 健 施 設	指 定 介 護 老 人 福 祉 施 設 (特 別 養 護 老 人 ホ ー ム)	居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	居 宅 介 護 支 援 事 業 所	老 人 福 祉 施 設	児 童 福 祉 施 設	そ の 他	保 健 所	市 町 村				
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)
男	25 歳 未 満 (01)																						
	25 ~ 29 (02)																						
	30 ~ 34 (03)																						
	35 ~ 39 (04)																						
	40 ~ 44 (05)																						
	45 ~ 49 (06)																						
	50 ~ 54 (07)																						
	55 ~ 59 (08)																						
	60 ~ 64 (09)																						
	65 歳 以 上 (10)																						
計 (11)																							
女	25 歳 未 満 (12)																						
	25 ~ 29 (13)																						
	30 ~ 34 (14)																						
	35 ~ 39 (15)																						
	40 ~ 44 (16)																						
	45 ~ 49 (17)																						
	50 ~ 54 (18)																						
	55 ~ 59 (19)																						
	60 ~ 64 (20)																						
	65 歳 以 上 (21)																						
計 (22)																							

日本工業規格 A 列 3 番

(注) 1 この表は、保健師助産師看護師法（以下「法」という。）第 5 条に規定する看護師（法第 53 条 1 項に規定する者を含む。以下同じ。）のうち、12 月 31 日現在で就業している者の数を、法第 33 条の規定による届出に基づいて計上するものであること。
 2 「業務に従事する場所」には、看護師業務従事者届（以下「届出票」という。）の「業務に従事する場所」の区分により計上すること。
 3 「年齢階級別」には、届出票の「生年月日」によりそれぞれの該当する区分に計上すること。

第 46 就業保健師・助産師・看護師・准看護師の従事期間状況

都道府県名

1	4	0	2	4	6	0		
---	---	---	---	---	---	---	--	--

平成 14 年末現在

	従 事 期 間							
	1 年 未 満			1 年 以 上 2 年 未 満			2 年 以 上	計
	再 就 業 (1)	転 職 (2)	そ の 他 (3)	再 就 業 (4)	転 職 (5)	そ の 他 (6)	(7)	(8)
保 健 師 (01)								
助 産 師 (02)								
看 護 師 (03)								
准 看 護 師 (04)								

日本工業規格 A 列 4 番

- (注) 1 この表は、保健師助産師看護師法（以下「法」という。）に規定する保健師、助産師、看護師、准看護師のうち12月31日現在で就業している者の数を法第33条の規定により行う「保健師、助産師、看護師、准看護師業務従事者届」（以下「届出票」という。）に基づいて計上するものであること。
- 2 「従事期間」には届出票の「従事期間等」の区分により計上すること。また、従事期間が2年未満の場合は届出票の「従事開始の理由」の区分によりそれぞれ計上すること。

医 師 届 出 票

医師法施行規則第二号書式

(平成14年12月31日現在)

※整理番号

(1) 住 所	都道 府 県	市 郡 区	町 村	番 地 番 号
ふりがな			電 話	市外局番 (- -)
(2) 氏 名				
(3) 性 別	1 男・2 女	(4) 生 年 月 日	1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治	年 月 日
(5) 医 籍 登 録 号	第	号	(6) 医 籍 登 録 日	1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治
			年 月 日	
(7) 主に従事している施設及び業務の種別 業務の種別の1から15までのうち一つを○で囲むこと。	施設の種別	業 務 の 種 別		
	診療所	1 診療所の開設者又は法人の代表者 2 診療所の勤務者		
	病院 (医育機関附属の病院を除く。)	3 病院の開設者又は法人の代表者 4 病院の勤務者		
	医育機関	5 医育機関の臨床系の教官又は教員 6 医育機関の臨床系の勤務者で5以外の者又は大学院生 (医員、臨床研修医、臨床系の大学院生、その他) 7 医育機関の臨床系以外の勤務者又は大学院生		
	介護老人保健施設	8 介護老人保健施設の開設者又は法人の代表者 9 介護老人保健施設の勤務者		
	上記以外の施設	10 医育機関以外の教育機関又は研究機関の勤務者 11 行政機関の従事者 12 10及び11以外の産業医 13 上記以外の保健衛生業務の従事者		
	その他	14 その他の業務の従事者 15 無職の者		
(8) 主たる業務内容 (7)欄の1から13までのいずれかを○で囲んだ者のみが記入すること。	最も長時間従事している業務内容を○で囲むこと。 1 診療 2 教育・研究 3 管理 4 産業医業務 5 その他			
ふりがな			電 話	市外局番 (- -)
(9) 従事先の名称 (7)欄の1から13までのいずれかを○で囲んだ者のみが記入すること。				
(10) 従事先の所在地 (7)欄の1から13までのいずれかを○で囲んだ者のみが記入すること。	都道 府 県	市 郡 区	町 村	
(11) 従 事 す る 診 療 科 名 等 (7)欄の1から6までのいずれかを○で囲んだ者のみが記入すること。 また、二つ以上○で囲んだ者は右欄の主たる診療科名の番号を記入のこと。	I	01内科 02心療内科 03呼吸器科 04消化器科(胃腸科) 05循環器科 06アレルギー科 07リウマチ科 08小児科 09精神科 10神経科 11神経内科		
	II	12外科 13整形外科 14形成外科 15美容外科 16脳神経外科 17呼吸器外科 18心臓血管外科 19小児外科 20産婦人科 21産科 22婦人科 23眼科 24耳鼻いんこう科 25気管食道科 26皮膚科 27泌尿器科 28性病科 29こう門科		
	III	30リハビリテーション科 31放射線科 32麻酔科 33全 科		
	IV	34その他 ()		
(12) 備 考				

主たる診療科名の番号

提出方法 原則として「(1)住所」を管轄する保健所長に提出すること。
 「(10)従事先の所在地」を管轄する保健所長に提出しても差し支えないこと。

提出期限
平成15年1月15日

看護師、助産師及び准看護師の名称独占について

(現状)

保健師については、保健業務自体は業務独占ではないが、保健業務における名称独占が規定され、違反には罰則が課せられている。看護師、助産師及び准看護師は、業務独占ではあるが、その名称の使用について制限は設けられていない。ただし、業務独占にも反していた場合には罰則が重くなっている。

なお、医師及び他の医療関係職種については、ほとんどが名称独占となっている。

○経緯

昭和16年、保健婦規則に保健婦の保健業務における名称独占が規定される。

昭和23年、保健婦助産婦看護婦法に、保健婦のみは名称独占規定が設けられたが、助産婦、看護婦、准看護婦については、資格を持たない者が、名称を使用して業務を行った場合における罰則の加重規定が設けられた。

○保健師助産師看護師法における名称独占の規定

昭和23年当初の法律から、保健指導業務上、類似する名称も含めて、保健師でない者の保健師名称使用の制限がなされ、今日に至っている。

※1 保健師助産師看護師法（昭23. 7. 30法第203号）

第29条 保健師でない者は、保健師又はこれに類似する名称を用いて、第2条に規定する業をしてはならない。

○罰則

保健師でない者が保健師又はこれに類似する名称を用いて保健指導業務を行うという罪を犯した場合、看護師、助産師及び准看護師でない者がこれらの業務を行うという罪を犯した場合で、看護師、助産師及び准看護師又はこれに類似した名称を使用した場合には、罰金額が2倍に加重されている。

なお、医師、歯科医師についても、同様の罰則の加重規定が設けられている（「3年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金又はこの併科」が、「3年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又はこの併科」に加重されている。）。

※2 保健師助産師看護師法

第43条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第29条から第32条までの規定に違反した者
 - 二 (略)
- 2 前項第1号の罪を犯した者が、助産師、看護師、准看護師又はこれに類似した名称を用いたものであるときは、2年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

○名称独占の意義

一般に専門的な資格、業務を識別させ、それに対する社会的な信用力を確保し、相手方との信頼関係の確立や被害の未然防止を狙いとしていると考えられる。行政的に一定の水準を確保する手段として活用する狙いを持つものもあると考えられる。

なお、業務に関係なく、名称独占とされるもの(例 医師)が多いが、業務に関して名称独占とされるもの(例 保健師)もある。

※3 法令用語辞典(学陽書房 林修三ほか)

特別の知識又は技能を必要とし、法令により一定の資格を有しなければならないこととされている職業については、その資格を有しない者が当該職業の名称を使用することを禁止し、公衆の保護を図る例が多い。

※4 「公的規制の緩和に関する答申」(臨時行政改革推進審議会(新行革審))

昭和63年12月1日

Ⅲ 検査・検定制度・資格制度

3 資格制度

(3) 制度の内容等による区分とこれに応じた見直しの視点

① 業務独占資格

有資格者以外は当該業務に従事することを禁じることにより、資格者に対して業務を独占させるとともに業務上の一定の義務化を課する資格については、国民の生命や財産の安定を図る上で重大な役割を果たす者等に限定するとともに、業務独占の範囲を必要最小限のものとする。

③ 名称独占資格

国民の利便や職業人の資質向上を図るため、一定の基準を充足している旨を単に公表し、又は一定の称号を独占的に証することを許す資格については、国が設けるにふさわしい特別な社会的意義を有する者に限定する。

※5 保健婦規則制定の背景

保健婦に関しては、当時、保健婦、社会保健婦、公衆衛生看護婦、衛生訪問婦、巡回看護婦、結核看護婦、健康指導婦等数10種の名称が使用され、職分も一定でなく、教育、経験の程度も著しい差異があった。そのため、保健婦の資格を一定し、的確な指導を行う保健婦の普及を図るため、保健婦制度の制定が強く要望されるようになった。

※ 昭和15年 第1回全国保健婦大会 昭和16年には第2回開催。第2回大会で、保健婦規則案が提案される（保健婦名称の下で名称を統一し、かつ、それらの人の職場確保のため、一定の教育を行い資格を一定するとの内容）。

※ 保健婦は、一定の徽章を着用することがあわせて義務付けられた。

※ 保健婦規則（昭16. 7. 10厚生省令第36号）

第9条 第1条第1項ノ規定ニ依ル地方長官ノ免許ヲ受ケズシテ保健婦ノ名称ヲ使用シ同条第1項ノ業務ヲ行ヒタル者ハ50円以下ノ罰金ニ処ス

厚生省衛生局長から地方長官あての通牒（昭16. 7. 28発衛90号）においては、社会保健婦、農村保健婦と称する者も規制対象となるが、巡回指導婦、衛生指導婦のような保健婦の名称を使用しない場合には、規制対象とならないとしている。

※6 医師、理学療法士等の名称独占の例

※（医師）

医師法（昭23. 7. 30法第201号）

第18条 医師でなければ、医師又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第17条の規定に違反した者
- 二 （略）

2 前項第一号の罪を犯した者が、医師又はこれに類似した名称を用いたものであるときは、3年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第33条の2 ……第18条、……の規定に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

※（理学療法士・作業療法士）

理学療法士及び作業療法士法（昭40. 6. 29法第137号）

第17条 理学療法士でない者は、理学療法士という名称又は機能療法士その他

理学療法士にまぎらわしい名称を使用してはならない。

2 作業療法士でない者は、作業療法士という名称又は職能療法士その他作業療法士にまぎらわしい名称を使用してはならない。

第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 第7条第1項の規定により理学療法士又は作業療法士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、理学療法士又は作業療法士の名称を使用したもの

二 第17条の規定に違反した者

※（言語聴覚士）

言語聴覚士法（平9.12.19法第132号）

第45条 言語聴覚士でない者は、言語聴覚士又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。

第51条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 第9条第1項の規定により言語聴覚士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、言語聴覚士の名称を使用したもの

二 第45条の規定に違反して、言語聴覚士又はこれに紛らわしい名称を使用したもの

※（歯科衛生士）

歯科衛生士法（昭23.7.30法第204号）

第13条の6 歯科衛生士でない者は、歯科衛生士又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 （略）

二 第13条の6の規定に違反した者

（問題点として指摘される点）

○患者に対する医療に関する情報提供として不適切である。

看護補助業務を行っている者に対して、見習い看護婦などの名称を称させることは、一定の教育を受けた資格者であるような誤解を与え、患者に対して医療に関する正確な情報提供を促進しようとする動きに反するものであり、患者の不信感を強めさせかねないおそれがある。最近問題となりつつある看護師でない保健師が看護師と称することも不適切である。

※7 過去に問題とされた事例

一定の研修を修了したとして、看護婦でない者に対して副看護婦の「資格」を与えたり、看護婦、准看護婦に対して産科看護婦と称する登録証発行していた例がある。

○他の医療関係職種との整合性が図られていない。

看護職員に独占されている診療の補助業務の一部を解除して創設された理学療法士等の医療関係資格が名称独占とされているのに、母体となっている看護職員が名称独占とされていないことは不整合である。仮に看護師、理学療法士でない者が診療の補助業務とまではいえない理学療法関連の業務を実施した場合、理学療法士の名称は禁止され、看護師の名称は許されることはおかしい。

なお、刑法における助産師に加え、平成13年改正において、すでに、保健師、看護師、准看護師に守秘義務が規定されており、不整合は拡大している（守秘義務の法定化により、他資格並びで資格としての信用力は向上しているにもかかわらず、無資格の看護師と称する者が規制されないことから、これらの者による個人情報漏洩のおそれがあり、このことが看護関係資格そのものの信用性にも悪影響を及ぼすおそれがある。）。

○福祉関係資格との整合性も図られていない。

社会福祉士や介護福祉士は、近年創設された福祉関係資格であるが、福祉に関する相談や介護行為自体は国民が日常生活で行っていることからそれ自体を規制する（業務独占）ことは不相当であるが、それらの専門従事者であることが国民から識別され、社会的な信用を確保することが必要であることから名称独占とされた経緯がある。これらの事情は看護職員にあっても同様である。

○名称独占とされている保健師についてもさらに見直しが必要ではないか。

名称の使用が制限されるのは、保健指導業務に従事する場合のみであるが、同様の性格を持つ歯科衛生士においては、歯科保健指導業務に限らず名称独占とされており、規制としては不完全ではないか。

（その他の論点）

○ 名称独占とした場合、どこまでを規制するのか。紛らわしい名称も規制する場合、その範囲が不明確ではないか。

家族や家政婦による付き添い「看護」の実態があり、仮に付き添い看護婦なる存在があった場合、名称独占に抵触することとなるのではないか。看護補助者、看護助手、看護職員、看護要員等の用語の使用はどうか。

○ 業務独占がかけられていれば実際上不都合はないのではないか。今になって制度改正する必然性があるのか。

○ 業務に関する名称独占とするのか、一般的な名称独占とするのか。

医療関係職種に係る「資格の性格」等一覧

名 称	資格の性格	制度創設年	(参考)従事者数
医 師	業務独占 名称独占	昭和23年	262,687人
歯 科 医 師	業務独占 名称独占	昭和23年	92,874人
薬 剤 師	業務独占 名称独占	昭和35年	229,744人
保 健 師	名称独占 ^{※1}	昭和23年	45,976人
助 産 師	業務独占	昭和23年	25,724人
看 護 師	業務独占	昭和23年	772,407人
准看護師 (都道府県知事交付)	業務独占	昭和26年	424,343人
歯 科 衛 生 士	業務独占 ^{※2} 名称独占	昭和23年	73,297人
歯 科 技 工 士	業務独占	昭和30年	36,765人
診療放射線技師	業務独占 名称独占	昭和26年	56,156人
衛生検査技師	名称独占	昭和33年	133,019人
理学療法士	業務独占 ^{※3} 名称独占	昭和40年	37,068人
作業療法士	業務独占 ^{※3} 名称独占	昭和40年	22,757人
臨床検査技師	業務独占 ^{※3} 名称独占	昭和45年	150,613人
視能訓練士	業務独占 ^{※3} 名称独占	昭和46年	5,353人
臨床工学技士	業務独占 ^{※3} 名称独占	昭和62年	17,473人
義肢装具士	業務独占 ^{※3} 名称独占	昭和62年	2,869人
救急救命士	業務独占 ^{※3} 名称独占	平成3年	25,125人
言語聴覚士	業務独占 ^{※3} 名称独占	平成9年	7,750人

※1 保健指導業務に関して名称独占とされている。

※2 歯科保健指導業務は業務独占ではない。

※3 業務独占は、保健師助産師看護師法第31条第1項及び第32条の規定にかかわらず、診療の補助として行う業務である。

○医師、歯科医師及び薬剤師は平成14年末の届出数(「医師・歯科医師・薬剤師調査」)

○保健師、助産師、看護師及び准看護師は平成15年末現在の従事者数(「医療施設(静態・動態)調査・病院報告」及び「衛生行政業務報告」による推計)

○歯科衛生士、歯科技工士は平成14年末の従事者数(「衛生行政業務報告」)

○その他は平成15年末の免許取得者数

第2回検討会において、看護師資格を持たない保健師、助産師の看護業務に出された主な意見

(患者の視点)

- ・ 看護師資格を持たない保健師、助産師が、看護師として働いているという実態を知らなかった。驚きである。
- ・ 看護師資格を持たず保健師、助産師でも看護師の仕事ができるということが、仮に医療現場で常識になっているとすると、患者の不信をあおることになる。医療消費者の権利意識の高まりを踏まえた議論が必要ではないか。

(実態の把握)

- ・ 看護師資格を持たずに看護業務に従事している実態を把握しているのか。
- ・ 看護師資格を持たずに保健師として保健業務に従事している実態を把握しているのか。
- ・ 看護師資格を持たない保健師、助産師が看護業務を行うことによる不都合があるのか。ヒヤリハットなど、医療安全上の問題点などをデータとして把握することは可能か。
- ・ 実態から迫るのが難しいとすれば、理念の問題として議論することにならざるを得ないのではないか。

(見直しの視点、根拠)

- ・ 法律制度に不整合があると思うが、現実的な不都合があるのかどうか。実際問題として、看護師試験に落ちた人が保健師だけをやっているというのであればあまり問題ないのではないか。
- ・ 大学教育が増えてくると同時に、看護師免許を持たない保健師、助産師が今後増えていくことが見込まれる。これまでを問うより、これからを見据えて法整備をすべきではないか。

- ・ 保健師業務、助産師業務を行う上で、看護の能力が必要とされるのであれば、その能力の確認を制度的に担保すべきではないか。
- ・ 看護業務に必要な基本的な知識・技能の確認は、法改正せずとも対応できる方法はある。抜本的な法改正は別に議論するとしても、とりあえず一歩改善する方法はあるのではないか。

(資格の意義)

- ・ 保健師、助産師にとって、看護業務に関する技能は、国家試験合格レベルを必須とするのか、または、看護教育修了程度で良いとするのか。
- ・ 保健師、助産師とも看護教育を基礎として組み立てられており、さらに消費者に対する責任を全うするためには、看護教育を受けただけでなく、看護師資格を取得することによって、それが一定の水準に達していることを明らかにすることが当然ではないか。
- ・ 仮に看護業務のない独自の保健等の領域があるとすれば、それだけをやりたいという人についてどう考えるか。
- ・ 保健師、助産師について、独立した領域がないのであれば、また、看護業務もできない保健師、助産師はあまり意味がないということになれば、むしろ資格統一に向けて動いたほうがいだろう。
- ・ 保健師の業務は、実際には保健指導と看護業務が複雑に入り組んでいるのが実態ではないのか。
- ・ 病院では、助産師であっても、業務の都合上、看護業務を担当することは十分ありうるとの前提で採用されている。看護師資格は最低限持っていないといけないのではないか。
- ・ 保健師、助産師とも当然、看護師であることが想定されており、かつては看護業務についての知識技能の確認が行われていた。それがなくなってしまったことがそもそもの原因ではないか。
- ・ 看護師国家試験合格者と不合格者が、同じ職場で一緒に働けるのか疑問である。看護師国家試験の意味は一体何なのかが問われるのではないか。

(その他)

- ・ 看護をベースとして、保健師、助産師に限らず、そこから派生する形のいろいろな分野がある。そうした全体を考えていかなければならないのではないか。
- ・ 現行法の枠組みの中でもできることは、とりあえず第一歩を進めてもいいのではないか。
- ・ 全体的な議論については、専門看護師、ないしはアドバンス・ナースの考え方を視野に入れながら、さらに検討を続けるということも考えられるのではないか。